

## 舞鶴赤十字訪問看護ステーション（介護・予防）運営規程

### （目的）

第1条 舞鶴赤十字訪問看護ステーションは主治医の指示に基づき、在宅療養者の家庭を訪問し、専門的に訓練された知識や技術・技能、適正な社会資源を使い、訪問看護を必要とする人の潜在的能力を最大限に活用し、残存の能力を維持することとできる限り自立した生活が送れるように支援する。そして実践にあたっては対象とする人の人生やその人らしさを尊重して対応することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （名称及び所在地）

第3条 訪問看護ステーションの名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 舞鶴赤十字訪問看護ステーション（以下ステーションという）
- (2) 所在地 舞鶴市字倉谷427

### （職員の職種及び職務内容）

第4条 ステーションが実施する訪問看護事業に必要な管理者及び必要な員数の職員を置く。職員の員数は、常勤換算で最低基準とされる2.5人以上とする。

2 前項にあげる職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名  
管理者はステーションの事業運営を統括し、所属職員を指揮監督する。原則として保健師または看護師とする。
- (2) 看護師5名以上  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) リハビリ職3名以上  
在宅におけるリハビリテーションを担当する。

### （営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業主舞鶴赤十字病院の定める就業規則に準じて運営する。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、12月29日から1月3日及び舞鶴赤十字病院創立記念日の6月1日は除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の主治医が交付した訪問看護指示書に基づき、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者または家族からステーションに直接依頼があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求める。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから地区医師会などの関係機関と調整し対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 療養生活及び介護方法の指導
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症の方の看護
- (9) カテーテル等の管理及び医療的な処置
- (10) その他

(緊急時における対応)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の状態が急変したりその他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第9条 利用者及び家族に対し、苦情処理の体制について重要事項説明書に記載し、説明した後書面により同意を得る。相談・苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護サービス等に関する要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応する。

(利用料)

- 第10条 訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- 2 死後の処置料は、10,000円(税別)とする。
  - 3 利用料については、訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対しその趣旨を説明し理解を得ることとする。

(通常の事業に実施地域)

- 第11条 通常の事業実施地域は、舞鶴市の地域とする。

(事故発生時の対応)

- 第12条 看護師等は、サービスを提供中に、事故が発生した場合は、速やかに市町村利用者の家族、担当居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必要な処置を講じるものとする。
- 2 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
  - 3 事故が発生した場合には、事故の状況等を分析し再発防止に努める。

(その他の運営についての留意事項)

- 第13条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持し、退職した後もこれを遵守する。
  - 3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は舞鶴赤十字病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

#### 附則

平成15年	4月1日から施行
平成16年	4月1日改訂
平成18年	4月1日改訂
平成19年	4月1日改訂
平成21年	4月1日改訂
平成22年	4月1日改訂
平成23年	4月1日改訂
平成23年	9月1日改訂
平成24年	4月1日改訂
平成25年	4月1日改訂
平成25年	10月8日改訂
平成26年	4月1日改訂
平成27年	4月1日改訂
平成28年	4月1日改訂
平成29年	4月1日改訂
平成30年	4月1日改訂
令和 元年	8月1日改訂
令和 2年	4月1日改訂
令和 3年	4月1日改訂
令和 5年	4月1日改訂
令和 6年	4月1日改訂
令和 6年	6月1日改訂